



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 宝ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 大宮 久
(コード番号 2531 東証、大証 第 1 部)
問 合 せ 先 取締役 IR 室長 松崎 修一郎
T E L (0 7 5) 2 4 1 - 5 1 2 4

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日付で施行され、上場会社の株式にかかる株券が一斉に電子化されました。これに伴い、当社定款上、不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定または文言について削除、修正等の変更および条数の繰り上げを行うものであります。＜現行定款第7条、第9条、第10条、第11条＞
また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。
- (2)将来に備えた経営体制強化施策の一環としてあらたに取締役副会長を置くことができるよう、代表取締役および役付取締役に関する規定を変更するものであります。＜現行定款第24条＞
また、これに伴い、取締役会の招集権者および議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。＜現行定款第25条＞

2. 変更の内容

別紙の「定款一部変更新旧対照表」のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(予定)

以 上

定款一部変更新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条</u> (条文記載省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。 2 <u>当社は、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第10条</u> 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第12条～第23条</u> (条文記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 2 取締役会長、取締役社長および取締役副社長は、各自会社を代表する。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第7条</u> (条文は現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第11条～第22条</u> (現行定款第13条を第12条とし、以下第23条まで1条ずつ繰り上げる。条文は現行どおり。)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各1名、取締役副社長2名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 2 <u>取締役会長、取締役副会長</u>、取締役社長および取締役副社長は、各自会社を代表する。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が</u>取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 26 条～第 43 条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 25 条～第 42 条 (現行定款第 26 条を第 25 条とし、以下第 43 条まで1条ずつ繰り上げる。条文は現行どおり。)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>2 <u>本条は、平成 22 年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>